

土曜学習の実施体制(イメージ)

国(文部科学省)

- ・土曜日の教育活動の在り方の検討
- ・都道府県・市町村への必要な支援策の実施
- ・全国的な普及啓発・関係者のネットワークの構築

都道府県(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動全体の方針を検討
- ・多様な主体の参画促進・情報共有の仕組みづくり
- ・コーディネーターや多様な関係者が学び合う機会の充実

<実施主体> 市町村(教育委員会等)

- ・域内の土曜日の教育活動の方針を検討
- ・学校、保護者、地域の関係者等の理解促進、目標の共有
- ・コーディネーターの育成

※これまでの学校支援地域本部や放課後子供教室等の機能の活用、または新たな取組として、学校・家庭・地域の連携・協働により子供を育む体制づくりの一環として実施

各学校区

学校支援地域本部・放課後子供教室・学校運営協議会等

※その他、学校・家庭・地域の関係者が集う機会を活用

～各学校区における取組方針の検討～
(トータルプロデュース)

連携・協力

PTA
おやじの会等
保護者組織

地域の
多様な団体

企業

NPO

民間教育
事業者

大学等

コーディネーター

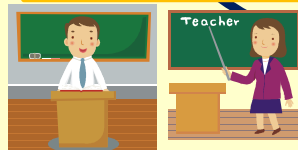
- ・学校の要望や課題の共有
- ・教育課程と連動したプログラムの検討

※学校支援等の地域コーディネーターや元PTA、自治会長、
企業退職者など多様な主体が連携して参画

- ・プログラムに応じた人材の依頼
- ・実施可能なプログラムの調整

学校の要望と地域・企業等の取組のマッチング

校長・教職員



多様な主体の参画・連携協力の促進

多様な人材の参画



参画

具体的なプログラム内容・実施方法の検討

土曜日ならではの多様なプログラムの充実

家庭や地域の教育力の向上

社会総掛かりによる土曜日の豊かな教育環境の実現

<参考> 土曜日の教育活動の形態

子供たちの健やかな成長のためには、土曜日の教育環境を豊かなものにする必要がありますが、土曜日の教育活動については、その実施主体や扱う内容等により、幾つかの形態に整理できます。

① 「土曜授業」について

そうした形態のうちの一つが、児童生徒の代休日を設けずに、土曜日を活用して教育課程内の学校教育活動を行う「土曜授業」です(下図①)。文部科学省では、設置者の判断により、「土曜授業」を行うことが可能であることを明確化するため、11月29日に学校教育法施行規則の改正を行いました。

② 「土曜の課外授業」について

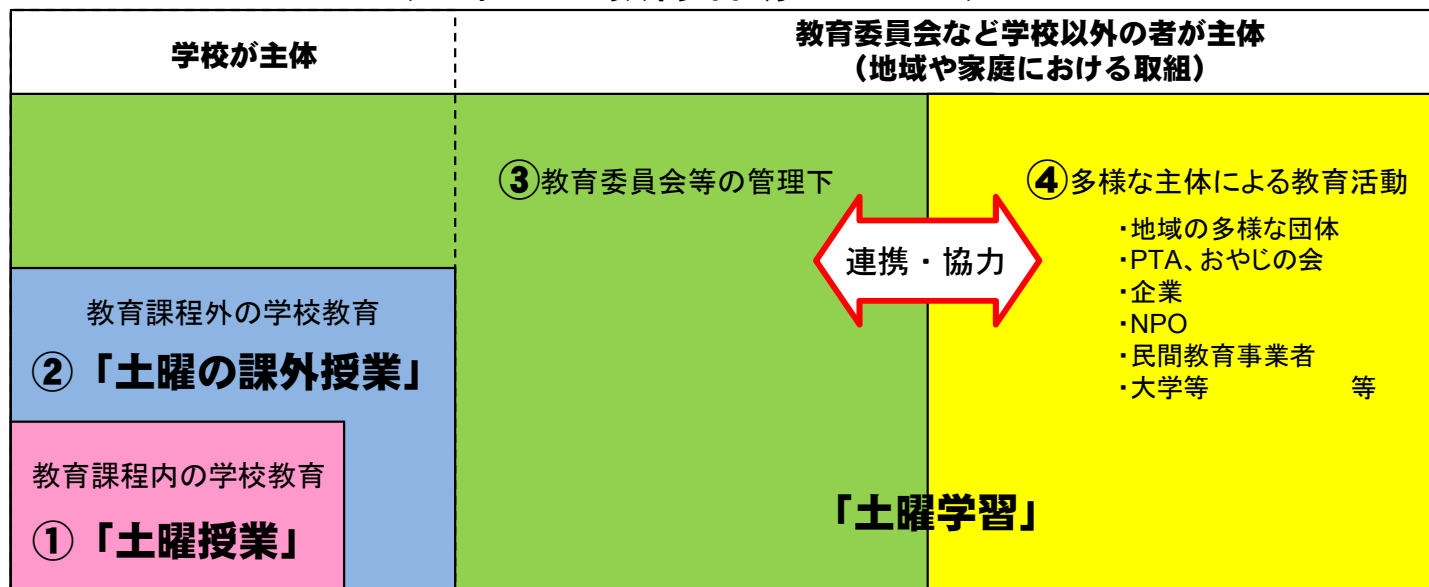
このほか、学校が主体となった教育活動ではあるものの、希望者を対象として学習等の機会の提供を行うなど、教育課程外の学校教育を行う「土曜の課外授業」とも呼ぶべき形態があります(下図②)。

③+④ 「土曜学習」について

また、教育委員会など学校以外の者が主体となって、希望者に対して学習等の機会の行う「土曜学習」とも呼ぶべき形態があります。この「土曜学習」については、主体が公的なもの(下図③)と、主体が公的でないもの(下図④)があります。

例えば、大分県豊後高田市教育委員会が実施している「学びの21世紀塾」の取組は、下図③に該当します。

<土曜日の教育活動について>



文部科学省としては、「土曜授業」や、「土曜の課外授業」、「土曜学習」の機会の充実等により、総合的な観点から子供たちの土曜日の教育環境の充実に取り組むことが重要であり、その振興に取り組んでいきたいと考えています。

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループについて

(1)趣旨

- 今後、第2期教育振興基本計画等を踏まえ、すべての学校区での学校と地域が組織的に連携・協働する体制づくりを進めていくにあたり、**放課後子供教室や学校支援地域本部取組内容の充実、今後の土曜日の教育支援体制等の構築**などについて検討を行う必要がある。
- 中央教育審議会生涯学習分科会の下に、ワーキンググループを設置し、今後のこれらの教育支援体制や活動の在り方について検討を行う。

(2)主な検討事項

- 学校支援活動、放課後支援活動、土曜日支援活動における**体系的・組織的なプログラムの在り方**
- 土曜日支援活動にかかる**産業界等との連携や企業人材等の教育ボランティアへの参画の在り方**
- その他、これらの教育支援体制及び活動の在り方の検討に必要な事項

(3)スケジュール

- **平成25年9月17日中央教育審議会生涯学習分科会にて、WG設置の了承。**
- 審議状況(第1回:11/27、第2回:12/12、第3回:12/26、第4回:1/17、第5回:1/31、第6回:2/24、第7回3/12)
- 中央教育審議会生涯学習分科会(H26.3.17)にて、中間取りまとめを報告・審議。
- 本年5月頃をめどに一定の取りまとめ(予定)。

中央教育審議会生涯学習分科会

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するワーキンググループ委員一覧

○座長	明石 要一	千葉市教育委員会委員、千葉大学名誉教授	(合計19名)
○座長代理	井出 隆安	杉並区教育委員会教育長	(敬称略)
	安藤 大作	公益社団法人全国学習塾協会会長	
	生重 幸恵	特定非営利活動法人スクール・アドバイス・ネットワーク理事、 一般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会代表理事	
	池本 美香	株式会社日本総合研究所主任研究員	
	井上 克也	公益社団法人経済同友会政策調査第1部マネージャー	
	小川 理子	パナソニック(株) 理事 CSR・社会文化グループ グループマネージャー	
	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会会長	
	金藤ふゆ子	文教大学人間科学部教授	
	川島 高之	特定非営利活動法人コチカラ・ニッポン代表 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン理事	
	小正 和彦	横浜市立幸ヶ谷小学校校長	
	杉本 正博	名古屋市子ども青少年局青少年家庭部放課後事業推進室長	
	瀬谷真理子	福島県教育庁社会教育課長	
	竹原 和泉	横浜市立東山田中学校コミュニティハウス館長 特定非営利活動法人まちと学校のみらい代表理事	
	谷 理恵子	東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課長	
	玉置 崇	小牧市立小牧中学校校長	
	平岩 国泰	特定非営利活動法人放課後NPOアフタースクール代表理事	
	松田 義秀	奈良市教育総務部地域教育課長	
	吉原 健	社会福祉法人東京聖労院参与(前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長)	4

今後の放課後等の教育支援の在り方に関するWG これまでの審議状況

【第1回】 平成25年11月27日（水） 15:00～17:00

- 放課後及び土曜日等の教育支援について

【第2回】 平成25年12月12日（木） 10:30～12:30

- 委員からの事例紹介（小正委員・平岩委員・杉本委員・池本委員）
- 放課後等の教育支援について

【第3回】 平成25年12月26日（木） 11:00～13:00

- 委員からの事例紹介（川島委員・谷委員・安藤委員・小川委員）
- 実社会で役立つ力の育成に向けた土曜日の教育支援体制の在り方について

【第4回】 平成26年1月17日（金） 10:30～12:30

- 委員からの事例紹介（竹原委員・井上委員・金藤委員・松田委員）
- 教育支援活動の充実のための持続可能な仕組みの在り方及び地域の主体的な取組の活性化について

【第5回】 平成26年1月31日（金） 15:00～17:00

- 委員からの事例紹介（生重委員）
- これまでの議論の整理

【第6回】 平成26年2月24日（月） 10:00～12:00

- 取りまとめ骨子（案）について

【第7回】 平成26年3月12日（水） 10:00～12:00

- 中間取りまとめに向けて